

新潟市西蒲区 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年4月
(改定)

西蒲区通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび関係機関の連携体制を構築し、「新潟市西蒲区 通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・西蒲区 教育支援センター
- ・西蒲区役所 建設課
- ・(国土交通省新潟国道事務所) ※必要に応じて
- ・西蒲警察署 交通課
- ・西蒲区役所 地域総務課

※合同点検をする場合は、関係する学校職員が会議に入ることも可

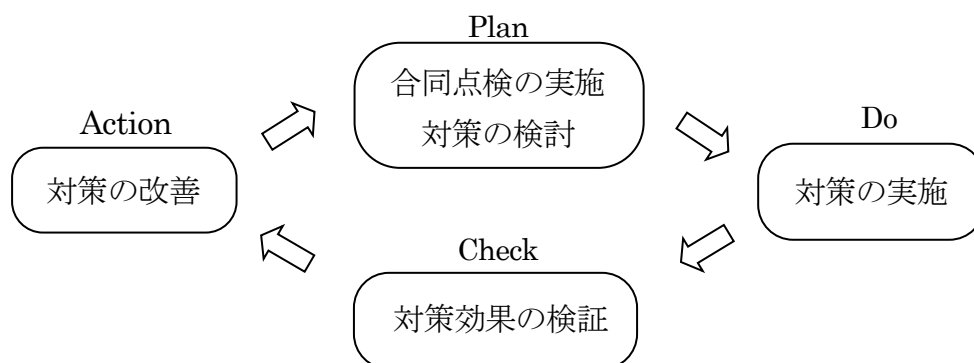
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果検証も行い、必要に応じて対策の改善を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等【付記】

- ・区内の小学校を2つのグループに分け、それぞれ2年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、道路状況の確認が困難な冬季積雪時を避け、夏季に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設定して実施します。

○合同点検の体制

- ・上記のグループごとに、教育支援センター・学校・交通管理者・道路管理者が参加する合同点検を行います。
- ・必要に応じてPTAや自治会等にも合同点検への協力を求めます。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の検証

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、

- ・学校や地域からの聞き取り調査（アンケート含む）の実施
- ・車両と歩行者の離隔を測定
- ・通行車両速度の変化を測定

など、対策実施の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の検証を実施します。

(6) 対策の改善

- ・対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて対策内容の改善を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【付記1】 合同点検実施予定（令和3年度更新）

実施年度		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
1	岩室小学校	○		○		○	
2	和納小学校	○		○		○	
3	越前小学校	○		○		○	
4	松野尾小学校	○		○		○	
5	巻南小学校	○		○		○	
6	漆山小学校	○		○		○	
7	巻北小学校	○		○		○	
8	曾根小学校		○		○		○
9	鎧郷小学校		○		○		○
10	升潟小学校		○		○		○
11	潟東小学校		○		○		○
12	中之口東小学校		○		○		○
13	中之口西小学校		○		○		○

※緊急性が高い箇所があった場合、実施対象外の学校でも適宜点検に加えることとする。

【付記2】「通学路の安全点検の観点」

○ガードレールの設置や修理	○カーブミラーの設置や修理
○交通規制関連	○視界の妨げとなる樹木等の存在
○スクールゾーン設定（地域住民の同意が必要）	
○スクールゾーンの路面標示の設置や塗り直し	
○地域住民の車の通行頻度と児童の安全面	
○通学路表示の設置や修理	
○登下校時の通学路の交通量と通行児童数を考えた適切な通学路の検討	
○道路標識の設置や修理	○歩道の改修
○路側帯のカラー化や塗り直し	○路面標示の設置や塗り直し
	等

【付記3】「各部署の役割」

分野	構成組織		役割
交通管理者	警察	西蒲警察署交通課 (交通管理係)	<u>交通規制・パトロールに関する内容</u> ・パトロール・通学路内での交通規制の実施 ・信号の設置・横断歩道の設置（塗り直し） ・規制標識の設置（修理） ・路面標示の新規（塗り直し） 等
通学路	西蒲区役所	建設課 (維持係)	<u>道路に関する内容</u> ・道路の改良 ・道路の舗装 ・路側帯の塗装・通学路の路側帯のカラー化 ・スクールゾーンの路面標示 ・道路に関する表示の設置（修理） <u>合同点検に関する内容</u> ・対策一覧表・対策箇所図の作成と土木総務課，西蒲区教育支援センターへの報告 等
		地域総務課	・区民からの情報 ・啓発のぼり旗設置 等
教育委員会	西蒲区教育支援センター		・西蒲区通学路安全推進会議の事務局 ・西蒲区通学路交通安全推進プログラムの報告（学校支援課生徒指導班）進捗管理 ・通学路の把握 ・学校への指導，助言 等

合同点検・改善の流れ		実施時期
西蒲区通学路交通安全会議	小学校	
①自己点検の実施・報告（通知） ＜教育支援センター＞		6月上旬
	②自己点検の実施 ○学校職員による点検 ○交通安全協議会，コミ協，自治会等からの情報収集 ○教育支援センターへの報告 ・報告シート ・危険箇所等の地図と写真	6月～ 7月 7月上旬
③通学路安全推進会議の開催 ・要望箇所の情報共有 ・合同点検箇所を抽出		7月中旬
④合同点検実施計画の立案，通知 ＜教育支援センター＞		7月下旬
⑤合同点検の実施	・新潟西蒲警察署（交通管理者） ・西蒲区役所建設課（道路管理者），西蒲区地域総務課 ・西蒲区教育支援センター（教育委員会） ・小学校職員 ※必要に応じて諸団体の担当者	8月中旬
⑥各機関での対策実施 ・検討した対策案を実施 ※交付金事業は翌年度以降 ＜建設課，地域総務課，警察＞		随時
⑦ホームページ公表 ＜学校支援課＞		2月
⑧対策済箇所の意見照会 ・対策を実施した箇所の整理 ・実施校からの意見照会		対策後随時
⑨通学路安全推進会議の開催 ・対策の評価 ※③通学路安全推進会議とあわせて実施		翌年 7月中旬

【参考】通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等

(H26. 5. 15)

【法令等】

学校保健安全法 昭和33年4月10日法律第56号

平成20法律第73号「学校保健法等の一部を改正する法律」により学校保健法から改称（最終改正）

第二章 学校保健

第一節

（学校保健に関する学校の設置者の責務）

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校保健計画の策定等）

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

交通安全施設整備事業の推進に関する法律

昭和40年4月1日法律第45号

平成15年法律21号「交通安全施設整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律」
により交通安全施設整備事業に関する緊急措置法から改称

最終改正；平成23年8月30日法律第105号

※ 都道府県公安委員会，道路管理者の事業と補助について規程

※ 「交通安全施設整備事業に関する緊急措置法」の名称は現行法にはない。

第六条

- 3 国は，道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する特定交通安全施設等整備事業のうち，第二条第三項第二号イに掲げる事業及び同号ロに掲げる事業で政令で定めるもの（前条第一項の規定により提出された実施計画に係るものに限る。）に要する費用については，予算の範囲内において，政令で定めるところにより，その二分の一（道路管理者が政令で定める通学路に該当する市町村道について実施する同号イに掲げる事業に要する費用については，その十分の五・五）をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

交通安全施設整備事業の推進に関する法律施行令

昭和40年4月1日政令第103号

平成15年政令第163号「交通安全施設整備事業に関する緊急措置法施行令の一部を改正する政令」により交通安全施設整備事業に関する緊急措置法施行令から改称

最終改正；
平成23年12月26日政令第424号

（法第6条第3項の政令で定める通学路）

第4条 法第6条第3項の政令で定める通学路は，次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため1日につきおおむね40人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか，児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で，小学校等の敷地の出入口から1キロメートル以内の区域に存在し，かつ，児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

※昭和46年3月31日政令第90号「交通安全施設整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令」により「500メートル以内の区域に存在するもの」から改正

交通安全対策基本法 昭和45年6月1日法律第110号

最終改正；平成25年6月14日法律第44号

第一章 総則

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は，住民の生命，身体及び財産を保護するため，その区域における交通の安全に関し，国の施策に準じて施策を講ずるとともに，当該区域の実情に応じた施策を策定し，及びこれを

実施する責務を有する。

(道路等の設置者等の責務)

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

【計画、通達、指導資料等】

平成24年度文部科学省交通安全業務計画 平成24年3月30日策定

第3 主要対策

1 安全な道路交通環境づくりの促進

(1) 通学通園路における交通安全の促進

ア 通学通園路の設定と安全点検

(イ) 市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分に考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じて道路管理者、警察等と共同して、定期的に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求めらる。

また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

登下校時における幼児児童生徒の安全確保について

平成17年12月6日 文科ス第333号

別紙 第1

②通学路における要注意箇所等の把握と周知徹底

○通学路に関し、保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を得ておくべき事項としては次のようなものが考えられる。

・危険・要注意箇所

道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空地など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る 等

学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」

文部科学省著作権所有、平成13年発行、平成22年改訂

別表3 通学路の安全管理

(1) 通学路の設定と安全確保

(通学路の設定)

○通学路の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある。
- ・区別のない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる。

- ・遮断機のない無人踏切を避ける。
- ・見通しの悪い危険箇所がない。
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている。
- ・犯罪の可能性が低い。 など

(通学路の安全確保)

○交通事故防止等にかかわる安全確保のための方策

- ・通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する。
- ・場所や状況により交通規制を要請する。
- ・特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する。
- ・障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する。
- ・保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する。

新潟市交通安全対策会議条例 平成46年3月31日条例第1号

※「交通安全対策基本法」の第18条第1項の規定に基づき、交通安全対策会議を設置する条例

新潟市交通安全計画（第9次） 平成23年10月4日新潟市交通安全対策会議

第2部 講じようとする施策

I 重点施策

第2章 歩行者及び自転車の安全確保

1 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備

イ 通学路等の歩道整備等の推進

歩道の整備に限らず、路肩のカラー舗装や防護柵設置等の簡易な方法を含めて、安心・安全な歩行空間ネットワークを創出します。特に、小学校や幼稚等に通う児童や幼児の通行安全を確保するため、通学路等の歩行空間の整備を推進します。

3 教育・啓発

イ 学校における安全教育の推進

学校において、交通安全教室の開催等、積極的に交通安全教育を推進し歩行者及び自転車、それぞれの立場で交通ルールを守る指導をします。

II 分野別の施策

第1章 道路交通環境の整備

2 交通安全施設等の整備による交通安全の推進

(4) 通学路、通園路の安全整備・施設の整備

特に交通の安全を確保する必要がある道路（交通安全指定道路）のうち、通学路について、重点的に歩道整備を進めます。

第2章 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- (1) 幼児の交通安全教育
- (2) 小学生の交通安全教育
- (3) 中学生の交通安全教育
- (4) 高校生の交通安全教育

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり条例 平成19年4月1日施行

第4章 防犯性の高いまちづくりの推進

(学校等における措置)

第21条 市長及び教育委員会は、共同して、学校等において乳児、幼児、児童及び生徒（以下これらを「子ども」という。）が犯罪に遭わないための対処方法の指導、緊急時に備えた体制整備、施設の点検及び整備等犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(通学路等における措置)

第22条 市長及び教育委員会は、共同して、通学、通園等に利用される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場（以下「通学路等」という。）について安全点検、安全な環境の整備等子どもに対する犯罪の防止に関する指針を定めるものとする。

2 通学路を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、学校等及び市民等は、警察等と連携して、前項に規定する指針により必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【参考】

- 「指定通学路，一般通学路の区別の廃止について」
平成16年12月9日に土木企画課交通安全対策室が東土木事務所からの質問に対する回答をした文書
- 「通学路について」（新潟市教育委員会学校指導課）
平成16年の「指定通学路，一般通学路の区別の廃止」に伴って，学校指導課（現在の学校支援課）が提示した文書
- 「通学路交通安全の現状と対策」（国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER771 2013, 3, 6）
行政法務課（長末 亮）調査と情報第771号
- 「通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会意見とりまとめ」平成24年8月8日
文部科学省・国土交通省・警察庁
- 「子どもを守る防犯用語事典」（系統的な「防犯学習教材」研究開発・実践プロジェクト 教材開発グループ）P52「スクールゾーン」